

フェミニズムについての一考察

——ウルストンクラフトの人と思想——

(その二)

久留島 京 子

(1)

メアリ・ウルストンクラフトは、一七五九年四月二十七日、没落した中産階級の家庭に生まれた。父方の祖父は、アイルランド系のかなり大きな織布業者であつたらしいが、父は農業経営をはじめて次々にその財産を喰いつぶしていったようである。その為、住居を転々とし、時には投機に手を出して失敗するなどして、家庭の経済事情は安定しなかつた。従つて、ウルストンクラフトの成長期に最も長く居住したのは、ヨークシアの農場での九才から十五才までの六年間だけであり、彼女自身、生まれた場所については「それがロンドンであつたか、あるいは生涯の最初の五年間の主な舞台となつたエピングの森に続く農場であつたか、はっきりしない」と語つたりしている。

その生いたちにみられるかげりは、それだけではない。六人の子供をかかえて蹉跎多い日々を送る父は、大変なんだくれであつた。酒にうさばらしを求めては、妻に暴力をふるつたのである。猫可愛がりをするかと思つと突然、狂暴になつて荒れ狂うという、短気で衝動的な父のもとで、なすすべもなくおびえている母の姿は、人一倍感受性の鋭い利発な少女の目に、どのように映じたことか。父が母に暴力をふるうとき、ウルストンクラフトは「母の身代りとなつて自分が打た

れようと、この暴君とその犠牲者の間にしばしばその身を投げだしたのであつた。」また、「思い違いにせよ事実にもせよ、父が暴力の発作を起こすかもしれないと感じた時には、両親の寝室のドアに近い踊り場に一晚中寝ていたことさえある」という。

のちにゴドウィンに書きおくれた手紙の中で、「十五才の時、私は決して利益のために結婚はすまい、独立の生活を続けよう決心した」とのべているのも、少女の心に与えた傷の深さを示すものであらう。

このように母を気づかう娘に対して、母の方は冷く、その関心は専ら長男に向けられていたらしい。むしろ母からは不当にきびしく扱われたウルストンクラフトは、友人との交りもないまま、内向的で夢想的な少女におい立っていった。(十六才の時に知り合い、文通を主として続けられた薄命のファニー・ブラッドは唯一の友である。)

父の暴虐をにくみ、それに敢然と立ち向かつた彼女の中に、弱きもの、虐げられているものに対しての思いやりと、専制に対する憎悪が形づくられていたのであらうか。

十九才で家を出てある婦人の話相手となり二年をすごすが、母が死の床につくやかけつけて、こまやかな看病ぶりをみせている。母の死後、二度と父のもとには帰らなかつたが、親の庇護を期待できない弟妹達の世話は大抵ではなく、彼女の生涯にわたる重荷となつたのである。

一七八二年、妹エリザが結婚、出産ののち精神に異常をきたすと看護にあたり、回復のちも妻の虐待を改めぬ夫の手から妹を引きはなして自分の手元で面倒をみることになる。また親友ファニーがポルトガルにおいて病弱の身で出産するや、はるばるかの地に渡つて世話をし、その死をみるとという程の友情を示している。

その間、一七八三年には学校経営にのり出して妹と自立の生活を始

めている。その後経営不振のためもあって著述の筆をとり始める。この時出版されたものの一つが「女子教育論」であり、彼女二十八才の作である。これは特筆する程の内容のものではない小論文集で、その題目は、「子供部屋」からはじまり「召使いの扱ひ方」「劇場」などの細かなものにわたっている。処々にのちの「女権の擁護」の中にもりこまれる思想が散見され、彼女の思想発展の経過を知る上では重要な手がかりである。八六年初頭、経局学校を閉鎖し、アイルランド貴族の娘の家庭教師生活をへて本格的な著作活動に入るのである。

① W. Godwin: *Memoirs of the Author of a Vindication of the Rights of Woman*. London: J. Johnson and G.G. and J. Robinson, 1798. p. 6. 白井厚・堯子訳「メアリ・ウルストンクラフトの思い出——女性解放思想の先駆者」三二頁。

② *Ibid.*, pp. 9~10. 訳書三四頁。

③ Godwin & Mary, *Letters of William Godwin and Mary Wollstonecraft*, edited by Ralph M. Wardle. London: University of Kansas Press, 1967. p. 28.

④ M. Wollstonecraft: *Thoughts on the Education of Daughters: with Reflections on Female Conduct, in the more important Duties of Life*. London: J. Johnson, 1787.

(2)

こうした彼女の生い立ち、妹や親友の結婚生活、話相手として二年を共にすごした癖のある金持の未亡人や、家庭教師としてながめた上流夫人の気質と生活、学校経営者として、また実際の教育者としての体験、そうしたものが彼女の思想の底によんでいることはたしかである。

さらに、彼女の受けた学校教育は中途半端なものであったが、その努力と、また接する数多くの人々からの影響によって、思想家として

深められていった。学校経営をしていたニューイングトン・グリーンにおいて、すでにR・プライス博士、国教徒のヒューレット師などの知遇をえていたことは注目すべきである。その後、出版業者J・ジョンソンをよりどころに、文筆活動をするともに、ジョンソン書店を中心とした当時の急進的な知識人たち、T・ペイン、詩人ブレイク、画家フューズリ、数学者ボニカースル、J・フォードイス博士なども交りをもつのである。

時あたかも一七八九年、フランス革命はイギリスに大きな波紋をまきおこす。ウルフトンクラフトは、これらの人々と反バークの論戦に加わって活躍するのである。プライスに反駁するバークの「フランス革命の省察」があらわれるや、彼女は直ちに「人権の擁護」を執筆、刊行したのである。

二年後、更に「女権の擁護」が出版されるが、これもタレイランの「公教育に関する報告」に刺戟されたものであって、「イギリスにおけるフランス革命」に生きるすがたを彷彿させるものである。その後、一七九二年の末、革命渦巻くパリへ赴くことになる。これはフランスへの関心もさることながら、その直接のきっかけは画家フューズリとの問題である。

先述のジョンソンを通じて、彼女はスイス生まれのフューズリを知るのであるが、この妻ある画家に異常なまでの愛を傾ける。毎日彼と会い、話を交わすことを希うあまり、フューズリ夫人に、自分を家族の一員にして欲しいと頼むのである。さすがにこれは拒絶され、ウルフトンクラフトは傷心の身をいやすべく、懸案のフランスゆきを実現することになる。

この時、フランス革命は、決定的な時期を迎えており、彼女は幽閉された国王が、公会にひかれてゆくのを目撃して衝撃をうける。更に翌年初めの国王処刑をへたのちには、遠いロンドンでは期待していた

革命への幻滅が、彼女の中にひろがってゆくのである。

フランス滞在中に彼女におこった変化は、そればかりではない。革命の激化と、外国人としての不安の中におかれた彼女の前に一人の元アメリカ軍人が現われる。ギルバート・イムレイ。大した風貌でもなく、いささか浅薄で自分本位な男であつたらしいが、ウルストンクラフトの恋は燃えあがる。彼女は、男女の平等な関係を認めない法律の承認をうけること（＝正式の結婚）を拒むが、英仏開戦とともに身の安全のためにアメリカ人の妻として登録、同棲して一女をもうける。一七九四年のことである。

イムレイは商売上の理由で妻子をおいて奔走するが、すでに心はウルストンクラフトを去っている。このイムレイとの破局が決定的になるまでに、彼女は嘆き、疑い、怒りに狂う。イムレイへの手紙はそのような心の起伏を示している。自分のもとに戻って欲しいと懇願するかと思えば、彼の知性の欠如を非難し、その感覚の鈍なることを蔑む。帰国後、二度も自殺をはかって果たさなかつた彼女の前に、やがて現われるのがゴドウィンである^⑤。

渡仏前、すでに二人は知り合つてはいたが、一七九六年再会したとき、互に心ひかれ、芽生えた友情は急速に愛へと進み、まもなく結婚する。しかし独特な結婚観をもつ彼等は、当時としては極めて異例な形式、二十軒ほど離れた家に住んでそれぞれ著作に専念し、必要に応じて会うという形をとつたのである。ところが子供の誕生が近づくにつれ、その将来への顧慮から、一七九七年三月、正式に結婚する。その夏女兒を出産するが、産後の経過が悪く、十日間にわたるゴドウィンの手厚い看護や多くの人々の手当ても空しく、九月十日、ウルストンクラフトは三十八才の生涯を閉じるのである。

呆然なすすべもなく妻の追憶にひたるゴドウィンは、妻の死後十四日目に筆をおこし、『女権の擁護』の著者の思い出^⑥を著わす。イム

レイのことをも含めた、ゴドウィンの知るかぎりの妻の生涯にわたるこの「思い出」は、全般に学者らしい冷静さで淡々と書かれており、それだけに行間にはじみ出る深い愛情が読む者の胸を打つ。

ところが、この「思い出」は著者の意図とは逆の反響をよび、「彼女をこれほど不評にしたものはなかつた」といわれる位に、ウルストンクラフトの生涯や行動を非難するものが続出したのである。革命後の反動の時期であつたというだけでなく、一八世紀という時代を思えば、彼女の行動が世人の指弾をうけたのも無理からぬところであろう。

① E. Burke: Reflections on the Revolution in France, 1790.

② M. Wollstonecraft: A Vindication of the Rights of Men, in a Letter to the Rights Honourable Edmund Burke: occasioned by his Reflections on the Revolution in France. London, 1790.

③ M. Wollstonecraft: A Vindication of the Rights of Woman. London, 1792.

④ Charles Maurice de Talleyrand-Périgord. 一七九〇年には国民議会議長をもつとめたタレイランの報告は、一七九一年議会に出されたものである。この報告への批判が、「女権の擁護」執筆の直接の動機である。

⑤ ゴドウィンは、この時すでにその代表作 "An Enquiry concerning Political Justice, and its Influence on general Virtue and Happiness, 1793." によって名声を確立していた。家族制度、結婚制度への批判を抱いていたゴドウィンとウルストンクラフトは最初、結婚について法的承認をえようとは全く考えなかつた。

⑥ (1)の注①参照。

⑦ 「思い出」の冒頭にゴドウィンは書いている。「私はすぐれた美点をそなえた人物が亡くなった時には、その生涯を世の人びとに知らせることが、後に残された者の義務だといつも考えてきた。……輝かしき故

人に対してこうしてなされる評価は、同じような生涯を生きようとする人びとを鼓舞・激励するための最も素晴らしい源となろう。……」W. Godwin: *Memoirs*, p.1. 訳書、二九頁。

⑧ R. M. Wardle: *Mary Wollstonecraft, a Critical Biography*. Lawrence: University of Kansas Press, 1951. pp. 317~320.

(3)

先にものべたように、フランス革命はドーヴァーをこえて多大の影響を与えたのであり、産業革命の進展がよびおこした重大な社会変化のただ中であつたイギリスでは、「イギリスにおけるフランス革命」を現出したのである。プライスの有名な講演によって口火を切られた論戦は、バークの反論、プリーストリ、ペイン、ゴドウィンらの参加によつてはげしくもはなばなしいものとなつた。

ウルストンクラフトは、すでにかつて学校を経営していたニューイングトン・グリーンでプライスを知り、その説教にいたく感銘していたのである。国教徒として育てられてきた彼女がプライスの人格に尊敬を抱くことにより、その非国教主義にもふれることになる。のちに無神論者ゴドウィンと結婚するわけだが、彼女の宗教観はどのようなものであつたか。

その「女権の擁護」の中においても顕著であるが、彼女の思想の根底には深く神がある。絶対なるものとしての神、人間を救い給う神へのゆるぎない信仰は、しかし、特定の宗派に固執するものではない。むしろ自然宗教ともいふべきものであろうか。しかも、彼女の場合は現世への絶望と不信が深く秘められて、来世での永遠の生にすべてをかけるという姿勢が注目されるのである。また、絶対なる神の前には被造物としての人間に何らの差別もおかるときではないという論理の上で、男女平等が主張されることがきわめて特徴的である。

ところで、プライスに反論するバークの「省察」が出るや、ウルストンクラフトは直ちに筆をとつて「人権の擁護」を書きあげるのである。矛盾にみちたイギリス社会をたて直すためには、フランスの如き理想をかかげた変革が必要だとの見解には、プライスを中心とする急進主義グループの一員としての彼女の面目躍如たるものがある。

理性への絶対の信頼、理性の光にみちびかれて社会改革をすすめるという方向づけは、当時のフランス啓蒙思想のものであるばかりでなく、イギリスの急進主義者達にも共通のものである。これは、ゴドウィンによる理性万能の著作に結実するのである。

フランス革命の勃発とともに、この様な人々の中にあつて、それへの賛美を表明していたウルストンクラフトが、まもなく「女権の擁護」を著したのは、それなりの理由による。先に「女子教育論」を書いたり、自ら女子教育にたずさわつてきたといふことからくる問題意識だけではない。この本のはじめにかかげられているタレイランへの献辞にも明らかのように、その直接のきっかけは一七九一年に発表されたタレイランの「公教育に関する報告」である。

革命の開始とともに、教育改革の問題に直面したフランスでの、これはきわめて注目すべき報告であつた。しかし、タレイランへの期待が大きかつただけに、女性の権利と教育の問題に関する部分への不満が、ウルストンクラフトをして一気にペンを走らせることになつたと見えるようである。^①

一般に、人間の平等や尊厳を主張する思想がひろがつてはじめて女性をも含めた人間すべての平等へとそれがひろげられてゆく。フランス革命の勃発後まもなく、最初の「女権宣言」^②がなされたことも決して偶然ではない。しかし、人間の権利が主張されるとき、人間の中には女性も当然含まれるべきだといふ単純明白な論理が通用するまでには、きわめて長い道程を必要としたのである。

「女権宣言」はフランス革命の開始後まもなく発せられ、女性解放の運動もおこるのであるが、革命の終末近くに、女性の政治運動や街頭行動は公安の秩序を乱すということで、その中心人物たるグージュその他が処刑されたことを思えばさらである。市民の平等な公教育を考えるタレイランが、女性の問題になると歪めてしまった原理、(即ち啓蒙思想＝革命を貫く原理であった筈のもの)を、ウルストンクラフトはあくまでも女性の問題にまでおしひろげようとするのである。

① タレイランは、フランスの少女は、バブリック・スクールで八才まで男児と共に教育されるが、それ以後は家庭にとどまるべきだ、家庭こそ、女がその生涯にわたって関心と活動を集中すべきところだとしたのである。R.M. Wardle: *Mary Wollstonecraft, a Critical Biography*, p. 145.

② *Declaration des droits de la femme et de la citoyenne*. これは *Olympe de Gouges* が人権宣言に対抗して、一七八九年一〇月、皇后マリー・アントワネットに提出したといわれる。

(4)

人間にとって最も大切なものは理性であり、「人間が動物にまさるの……理性があるからだ。」「女権の擁護」の冒頭にそうのべるウルストンクラフトによれば、徳性、理性、知識の度合によって人間の完成度や幸福度がきまるのである。就中、中心は理性なのであって、理性を働かせれば、知、徳は自らそなわるものである。^①

ここで前稿においてのべたように、男性同様、女性にも理性の陶冶の必要なることが叫ばれる。そのためには女子教育が改められねばならぬ、否、男女に等しい教育が行なわれねばならぬ、ということになる。被造物として等しい筈の人間(男女)が何故差別されなければならぬのか。理性こそが造物主たる神と被造物としての人間を結びつ

ける絆なのだから、理性は、かりにその程度において違いはあるとしても、質において同一な筈である。「何故ならば自らの理性を働かせることによって完成されるという性格をもたぬ魂が、神の姿の刻印されたものといえるだろうか。」^②

彼女によれば、女性の理性の陶冶を妨げているものは、ひとえに「偏見」なのである。女は男のために存在するもの、また女は男に依存しなければ生きていけないもの——従って男性の気に入るような女性であること、男の愛情をふるいたたせることを目ざした女性像がくりあげられる。そしてそれに従って教育制度がしかれ、歪められた女性がつくり出されている、というのである。自分の周囲の女たち、何と愚かで哀れなことよ、これは女性についての偏見の故であり、その偏見によってつくりあげられた社会の故であり、この社会の担い手である男性の責に帰すべきである……。

しかしウルストンクラフトは、殊更に女性が権力をもつことを主張するのではない。むしろ、男性の暴君でも奴隸でもない、男性と同等なもの、一個の人間としてよき友たり伴侶たることをねがうのである。だが、実際には、偏見にみちた社会の中で、女がその理想をかかげて生きてゆくためには、まずひとり立ちしてゆかねばならぬ。兎に角、独立することである。ウルストンクラフトのように恵まれぬ女性にとっては、とりわけ経済的にまず自立すること、そのためには誰にも頼らず精神的にもひとり立ちすることが、その生活から当然に要請されたといつてよい。

しかし当時の社会にあって、それは次の道である。大体、女の仕事というものは低いところに局限されている。家内労働は古くから行なわれていたとしても、また工場での女子労働はすでにこの時代、顕著になってはいても、家計補助としての意味しかもたなかったといつてよい。知的な領域などというものは、せいぜい家庭教師、コンパニオ

ン、学校教師といったところである。弟妹の世話までかぶらねばならなかつたウルストンクラフトが、勢い社会の矛盾や女の不利を人一倍身にしみて味わつたとしても不思議ではない。

その生い立ちからしても、男性不信は深く心にしみついている。社会に生きてゆく女性の不利についてもまた同様である。奔り出る彼女の怒りやいらだちは、行間にとび散るが如くである。

① M. Wollstonecraft: A Vindication of the Rights of Woman, p. 15.

② Ibid., p. 59.

(5)

ところで、十八世紀の女性が、(またそれ以前の女性にしても) 全き無権利、隷属の状態におかれて、男性に蹂躪されていたということが一般的な事実であつたらうか。そしてその抑圧からの解放が法的権利の取得、教育の機会均等、男女共学などによって実現されてきたのであろうか。また、女性が経済的に自立し、男性と共に労働する機会をもつことによつてその幸福実現を直線的におしすすめているといえるだらうか。

たとえば、ウルストンクラフトにしても、充分な教育の機会に恵まれなかつたにせよ、彼女は自らの努力によつて学校経営をへて、一人前の著述家として世に立つた。当時の知的グループに出入りして、そこにおいて相応の評価をうけて活動したのである。こうした活動は、同時代またはそれ以前の女性についてもみられることである。

そして、完全に自立した彼女は、「うつろい易い」男の愛に見向きもせず、そこに幸せを全くみなかつたであらうか。むしろ、私達は、画家フューズリへの愛、イムレイへの愛の中に異常なまでに没入してゆく姿をみる。フューズリの妻と共に、或は、イムレイの愛人と共に

でもよいから一緒に暮らしたいと願うのである。自分の力で名声をえ、自立した生活をしながらも、なお最も軽蔑する彼女のいわゆる「肉欲主義者」であるイムレイにすがりつき、その愛をつなぎとめようとするがたは、女性の自立や理性の重視などという著述とどのようにかかわらせるのか、読む者をして戸惑わせるところである。

こうしたところから、ウルストンクラフトを酷評するのは、その同時代者のみでない。フェミニスト達に極めて酷しい評価を行なっている「現代女性——失われた性」の著者たち^①のようなウルストンクラフト評も出てくる。およそ改革者、革命家に強調や誇張はつきものであつて、このことはフランス革命の理念に対応してフェミニズムを展開したウルストンクラフトにもあてはまる——というのである。ウルストンクラフトは、十八世紀のイギリス女性の苦しみを誇張しているのであつて、それは彼女自身の生活に由来する。彼女の場合、父との関係にそもその原因があり、子供のころの不幸がそのパースナリティを歪めたのだ。男性一般と自分の父とが重なり合つていて、男性は抑圧者、女性は不幸な被抑圧者という固定した観念をうみ出したのである。だから彼女にあつて男女平等とは女を男に変えること(男女の同一化)なのだ……しかし「男らしさを目ざす女は、女らしくなりたい男と同様、病的である」^②と論評されるのである。更にフロイドの理論を基礎として、ウルストンクラフトの行動や思想は性的に動機づけられるばかりでなく、フェミニスト一般にも同様の矛先がむけられるのである。

しかし、ウルストンクラフトは、決して男性と女性の完全な同一^{アイデンティ}性を主張したわけではない。なるほど、彼女は、理性、徳性、知識などの面での男女の能力や質の差をみとめていないし、体力において劣れる者の強き者への依存関係を説くルソーなどにはひどく反撥している。だが彼女は、男性が肉体的に優越していることは自然のこととし

てうけとめているのであって、ただ、その弱いということを誇示し助長しようとするような女子教育を批判しているのである。

また、女性の、母や妻としての役割を放棄するものでもない。しかし単なる愛玩物でない妻、夫のよき伴侶であることを説くのであり、家庭管理における女性の重要な役割をないがしろにするわけではない。家庭管理には多くの決断が必要であり、行動のきびしさが要求されるものだ、という。更に、児童期の教育は女性にまかせられているのだから、賢明な母親でなければならぬ。感情に押し流される女性は、子供の性質を損ってしまふから、子女の教育のためにも家庭管理のためにも理性が必要なのだ——と強調するのである。

その意味でこのウルストンクラフト評は当をえていないとはいえず、考えさせられる問題を含んでいることもたしかである。即ち往々にして男性と女性とを抑圧者と被抑圧者として、或は抑圧された階級の解放と女性の解放とを一つのものとして描き出されることへの問題を投げかけているのである。扶養される女性の地位が低いのは当然であり、経済的な自立が即ち女性の自立だということへの安易な評価は如何なものであろうか。試行錯誤のはてに、わずかではあったが平安な生活を求めえたウルストンクラフトの生涯は私たちの今に、多くの示唆を与えてくれるようである。

① F. Lunderberg and M.F. Farnham: *Modern Woman—the Lost Sex*. New York: Grosset & Dunlap.

② *Ibid.*, p. 162.

(昭和四十七年三月三十一日 出稿)